

## 一般財団法人柏市みどりの基金備品等貸出規程

### (目的)

第1条 一般財団法人柏市みどりの基金（以下「当財団」という。）が所有または保有する備品等（以下「貸出物」という。）を貸し出すことにより、柏市内のみどり関係団体等の活動の活性化及び効率化の推進を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 本規程において貸出対象とする者（以下「対象者」という。）は、次の各号に定めるいずれかに該当する者とする。

- (1) 柏市内に在住、在勤及び在学のいずれかをする個人
- (2) 柏市内に事務局等をおく団体
- (3) 柏市内に住所を有する法人
- (4) その他、代表理事が特に必要と認めた個人等

2 前項の定める対象者のうち、未成年者は対象外とする。

3 前二項に定める対象者に対して、法令等により安全または衛生のための特別教育の実施等が義務付けられている業務に用いる機械等を貸し出す場合は、当該特別教育等を受講した者に限り貸し出すことができる。また、当財団は、貸し出しの承認を受けた者（以下「借用者」という。）に当該受講証明書の提出を求めるものとする。

### (貸出期間及び貸出地域)

第3条 貸出期間は、貸出物を使用する上で必要最低限の期間とする。

2 貸出地域は、柏市内とする。

### (貸出物及び貸出料)

第4条 貸出物および貸出料は別表のとおり定め、事後払いとする。

2 貸出料は1日あたりの料金とし、貸出期間中の実働日数を乗じた額を借用者に求めるものとする。

3 代表理事が特に認めた場合は、前二項の規定を適用しない。

(配送料)

第5条 配送料は片道3,000円とし、事後払いとする。

- 2 前項の配送料は、一度に1台の自動車で配送する金額とし、複数回あるいは複数台で配送する場合は、増加した回数あるいは台数を乗じた金額を借用者に求めるものとする。
- 3 代表理事が特に認めた場合は、前二項の規定を適用しない。

(貸出方法)

第6条 貸し出しを受けようとする者は、別に定める備品等借用申請書に所定事項を記入し、原則として貸出期日の概ね1か月前までに当財団に相談した上、1週間前までに提出すること。

- 2 当財団は、貸し出しを受けようとする者から提出された備品等借用申請書の内容を確認し、妥当な場合は許可しなければならない。貸し出しの許可は別に定める備品等貸出許可書で通知する。
- 3 申請された借用期間が重複した場合、当財団に先に申請した者を優先する。ただし、代表理事が特に認めた場合は、この限りではない。

(点検等)

第7条 当財団は、貸出物について、定期点検のほかに借用者に貸し出す前に、動作や安全性等について点検をするものとする。

- 2 貸出物の貸出期間中に発生した事故について、当財団は責任を負わない。ただし、使用方法の説明や前項に定める点検が不十分だった場合はこの限りではない。

(貸出物の運搬)

第8条 貸出物を借用者が使用する場所までの運搬手段は、当財団による運搬もしくは借用者の負担において運搬するものとする。

(清掃)

第9条 借用者は、貸出物を返却する際には、貸出物をできるだけ清掃して返却すること。

(燃料)

第10条 当財団は、貸出物を貸し出す際には、当財団の負担において燃料を満杯にして貸し出すものとする。

2 借用者は、貸出物を返却する際には、借用者の負担において燃料を満杯にして返却すること。

(破損または紛失)

第11条 借用者は、善良な管理者の注意義務を負うものとし、借用者の不注意により貸出物の破損、または紛失した場合は借用者において弁済すること。

(転貸の禁止)

第12条 借用者は、貸出物を他に貸してはならない。

(貸出物の周知)

第13条 借用者は、貸出物が当財団から借り受けたものであることを周知すること。

(貸し出しの制限)

第14条 借用者が本規程に違反した場合、当財団は当該借用者に対して、それ以降の貸し出しを制限することができる。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則

この規程は平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は令和2年10月1日から施行する。

別表

	貸出物	貸出料 (1日あたりの料金)
1	チップーシュレッダー	3,000円
2	乗用草刈機	5,000円 ※7,000円
3	手押し耕うん機	1,000円

※集草機を合わせて貸出した場合の料金

